



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度大正区役所広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区農人橋1-1-7谷町エクセルビル601

事業者名 ことばとデザイン

代表 古島 佑起

### 3 随意契約理由

区民及び区内企業に対して、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等へ支持・関心を高めるといふ本事業の目的に対し、最大限の成果を得るためには、内容についてキャッチコピーや記事配置のレイアウト、文字の大きさなどを工夫し、より効果的な「見せ方」にするとともに、区民の関心を呼び、特に無関心層、若年層が広報紙への関心を高めるような戦略性の高い情報発信をするための専門的な編集力・企画力が必要である。さらに、区制90周年を記念して年間を通じて開催される個々の事業及びエリア価値の向上に向けた地域活性化事業について、個々の事業を魅力的・効果的に見せることも不可欠であるため、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、ことばとデザインの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、ことばとデザインと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所総務課庶務グループ（電話番号 06-4394-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区船場中央1-3-2 船場センタービル2号館3階302号室

事業者名 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

理事長 大垣 純一

### 3 随意契約理由

本業務の目的を達成するためには、多様な主体との参画・連携のための橋渡しの役割を担うほか、人材育成・資金確保や会計の透明性の確保に係る支援に加え、各地域まちづくり実行委員会が中心的主体である、地域福祉・地域防災を推し進めるうえで、各地域の運営に係る課題や自律度に即した多岐にわたる継続的な支援が必要である。

そのためには、地域の実情に応じた柔軟な対応、個々の課題に対する専門知識を要することから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門知識などを求めている。価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、ことばとデザインと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9743）

## 特名随意契約理由書

### 1 案件名称

「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区小林西1-14-3

事業者名 社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会

会長 川上 満

### 3 特名随意契約理由

「地域見守り体制づくり推進事業」（以下、「本事業」という。）は、局事業と連携し、高齢者や障がい者等に対する地域における見守り活動を通じて、地域に把握されていない要援護者を把握・発見するとともに、要援護者に対する地域の見守りネットワークの強化及び日ごろの見守りと災害時の避難支援を一体的に実施する「要援護者支援システム」の運用並びに構築に向けた支援を推進することを目的とした事業を、事業者へ委託して実施することとしている。

また、局事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）については、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と特名随意契約を締結することとしており、同協議会内に「見守り相談室」を設置し、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティを形成することを目的としている。

この間、大正区がめざしている地域における「要援護者支援システム」の構築には、地域資源の活用や協力がなければ実現できないものであることはもとより、受託する事業者については、大正区内各地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

以上のことから、本事業は要援護者の支援を進めるうえで、局事業と一体的に実施することで機能を発揮するものであり、その受注者以外の事業者では、連携が十分に行われず、業務に著しい支障が生じる恐れがある。

よって、地域の課題解決のため、地域住民や団体、社会福祉施設等社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所保健福祉課福祉グループ（電話番号 06-4394-9857）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度「学習・登校サポート事業」業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-29-7 ドルミ御苑202号室

事業者名 株式会社キズキ

代表取締役 安田 祐輔

### 3 随意契約理由

貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の健やかな育成を図るという本事業の目的に対し最大限の成果を得るためには、生活困窮家庭などの児童・生徒が生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会が均等に図られるよう、学習機会を創出し、基礎学力の定着や学習習慣を形成していく必要がある。そのためには、家庭訪問型などの学習指導のみならず、大正区の児童・生徒の置かれている状況、さらには家庭環境を含む世帯全体の実情に応じた学習・登校支援が必要であることから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門的な知識・経験などを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社キズキの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、ことばとデザインと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所保健福祉課 こども・教育グループ（電話番号 06-4394-9914）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度大正区コミュニティ育成事業（その2）業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央1-3-2 船場センタービル2号館3階302号室

事業者名 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

理事長 大垣 純一

### 3 随意契約理由

本業務委託は、区や地域への愛着を高め、「自ら地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動を推進するために区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的としている。その目的を達成するためには、市民活動団体・企業等との協議・連携による区民等との協働により実施する必要がある。

そのため、単にイベントとして実施するのではなく、区民相互のつながりを深め、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりに資する取組みが求められることから、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験などのノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9743）